



2025年5月14日

各 位

会社名 かどや製油株式会社
代表者名 代表取締役社長 北川 淳一
(コード:2612 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員
コーポレート本部長 高野 純平
(電話番号:03-6721-6957)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令の受領、
並びに同命令に対する取消訴訟の提起について

当社は、ごま油の販売に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2024年3月13日に公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から、お取引様3社向け業務用ごま油及びそのうちの1社向け食品ごまの販売に関して、独占禁止法第3条に違反する行為(不当な取引制限)があったとして、排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領いたしました。

本命令の根拠となる事実認定等について、公正取引委員会と当社の間で見解の相違が生じていることから、取締役会で協議の上、東京地方裁判所へ本命令について取消訴訟の提起の申立てを行うことといたしました。今後、取消訴訟の各手続において、司法の公正な判断を求めてまいる所存です。

本件に関し、お客様をはじめ、株主の皆様、関係者の皆様には、多大なご心配をおかけしておりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社といたしましては、取消訴訟の提起及びその結果にかかわらず、今後とも役員従業員一同、コンプライアンス体制の一層の強化・充実に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、お取引様3社向け業務用ごま油及びそのうちの1社向け食品ごまの販売に関して、かつて不当な取引制限を行っていたことを前提として、当該行為が既になくなっていることや今後同様の行為を行わないことの確認・周知措置と、独占禁止法の遵守についての社内周知、教育、監査の実施等、同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	合計 2,198万円
納付期限	2025年12月15日

3. 業績に与える影響

本件が今後の当社業績に与える影響は軽微です。

以 上